

○和泉短期大学研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

制定 2015 年 1 月 31 日

(目的)

第1条 この規程は、和泉短期大学（以下「本学」という。）における、研究活動及びそれに関連する業務に従事する全ての者（以下「研究者等」という。）の不正行為の防止及び不正行為が起きた場合に対応するための措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為)

第2条 この規程において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは 次の各号に定める行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ及び研究成果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 研究費の不正使用 本学の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で本学の責任において管理すべきもの（以下「研究費等」という。）を、この規程を含む本学諸規程及び関連法令等に反して使用すること。

(責任と権限)

第3条 本学における研究費の適正な管理及び研究活動上の不正行為の防止をするために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し、最終的な責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の任務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者に指示を与えるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の管理運営について本学全体を統括する。

- 2 統括管理責任者は教務部長とする。
- 3 研究費の運営及び管理並びに研究費の不適切な使用の防止及び研究活動上の不正行為（研

究費の不適切な使用を除く。)の防止をする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、当該部局における研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し実質的な権限と責任を有する者とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。

3 コンプライアンス推進責任者は研究費の保管、予算執行の状況の把握、財務決裁に関し責任を有する。

(研究不正行為防止委員会)

第7条 最高管理責任者は、不正行為の防止に関する方策を策定・実施するため、以下に定める委員で組織する研究不正行為防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を設置する。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

(3) コンプライアンス推進責任者

(4) 最高管理責任者が指名する部長 1名

(5) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 不正防止委員会に委員長を置き、前項第1号委員をもって充てる。

3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。

(2) 不正防止計画の推進に関すること。

(3) 不正防止計画の検証に関すること。

(4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

(5) 研究者の行動規範等に関すること。

(6) その他究活動に係る不正行為の防止及び対応に関すること。

(相談窓口)

第8条 本学における不正行為についての相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談は、学内外の全ての者が行うことができる。

3 相談窓口は、学内外からの問い合わせに適切に対応するものとする。

4 相談に対応した者は、相談者が第9条に定める通報を行わず、かつ、相談の内容に鑑み必要があると判断した場合は、相談者に事前に通知した上で、相談内容を通報として扱うことができる。

5 前項に該当する場合、相談窓口は相談者を保護する方策を講じなければならない。

(通報窓口)

第9条 不正行為についての通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、通報者には教務委員会が対応する。

- 2 通報は、学内外の全ての者が行うことができる。
- 3 通報への対応の際は、通報者を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の方法)

第10条 通報は、書面、電話、電子メール、面談などの手段で自らの氏名を明らかにした上で行うものとし、不正行為を行ったと疑われる研究者の氏名又はグループ名並びに不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を可能な限り書面（別紙様式）に明示して行わなければならない。

- 2 匿名の通報があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報の内容に応じ、自らの氏名を明らかにして通報した場合に準じて取扱うことができるものとする。
- 3 報道や学会等（以下「報道等」という。）により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、次条第5項に定める方法によって対応するものとする。

(通報等の取り扱い)

第11条 通報窓口は、通報を受けたとき又は報道等により本学研究者等の不正行為への疑いが指摘されたときは、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者又は報道等により不正行為への疑いが指摘された研究者等（以下「被通報者等」という。）に本学以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長にその内容を通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為がこれから行われようとしているという通報がなされた場合、その内容を確認・精査し相当の理由があると認めたときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 3 最高管理責任者は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合には、被通報者等が属する部署等の長に命じ、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の場合において、最高管理責任者は、通報者、被通報者等及び通報内容等について調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 5 報道等により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、最高管理責任者は、その内容について報道関係者等へ聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で、次条に定める調査の要否を決定する。

(調査)

第12条 最高管理責任者が、通報等の内容に合理性があると判断した場合は、真相究明のため、

調査委員会を設置し調査を行わせるものとする。

- 2 調査の実施にあたって、最高管理責任者は、通報者、被通報者等に対し、その旨を通知するものとする。また、不正行為が本規程第2条(4)に該当する場合は、必要に応じて研究費等の配分機関及び当該研究費等の執行に関わる業者等に対しても調査の実施を通知するものとする。
- 3 調査は次に掲げる各号の通り行うものとする。
 - (1) 通報等の内容が第2条第1号に該当する場合
論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等、また必要に応じ、被通報者等による再実験の実施
 - (2) 通報等の内容が第2条第2号に該当する場合
研究費等の使用に係る学内証拠書類の精査や使用実態の調査、関連業者等を含む関係者へのヒアリング及び当該業者等が保管する証拠書類の精査等
 - (3) その他調査委員会が必要と認めた事項
- 4 調査の実施にあたっては、調査委員会は、被通報者等に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 5 前項の弁明において、被通報者等が通報等の内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠又は合理的根拠等を示し不正行為の疑惑を晴らさねばならない。
- 6 第3項及び前項において、被通報者等が本来存在すべき証拠等を示すことができない場合は、不正行為があったとみなすものとする。ただし、本人の責によらず示すことができない場合については、この限りではない。
- 7 本調査の過程で、公的研究費配分機関からの求めがあれば、調査委員会は最高管理責任者の了解を得て、調査途上であることを付した中間報告を提出することができる。
- 8 被通報者等は、正当な理由がない限り、本条の調査等を拒否することができない。
- 9 被通報者等以外の本学構成員は、本条の調査等に協力しなければならない。
- 10 本学以外の機関において調査がなされる場合、本学は当該機関に本条の調査等への協力を要請することができる。

(調査委員会)

第13条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。ただし、通報者及び被通報者等と利害関係のある者を除くものとする。

- (1) 統括管理責任者
 - (2) 各部長の中から最高管理責任者が指名する者
 - (3) その他最高管理責任者が必要と認める者（学外者で被通報者等と同一分野の研究者を含む。）
- 2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員をもって充てる。

3 各委員は、最高管理責任者が任期を定めて委嘱するものとする。

(調査中の一時的措置)

第14条 最高管理責任者は、調査期間中、不正行為に係る研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

(認定)

第15条 調査委員会は、調査の開始後150日以内を目途に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者等について認定するものとする。

2 前項で不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、第1項及び第2項の内容を認定した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

5 調査委員会は、前項に定める報告を行う場合は、被通報者等及び悪意のある通報者に対してとるべき措置についてもあわせて最高管理責任者に勧告するものとする。

(調査委員会の最高管理責任者宛勧告の内容等)

第16条 調査委員会は、前条第5項に基づき最高管理責任者宛に勧告を行う場合は、次の事項を明記しなければならない。

(1)不正行為に該当する事実及び同事実が不正行為に該当する理由

(2)被通報者等及び悪意のある通報者に対する何らかの措置（就業規則又は学則に基づく懲戒処分を含む）をとることが相当と判断した場合は、その理由とその措置の種類

(3)その他、調査委員会が必要と判断する事項

2 調査委員会は、審議の結果、前項第2号による措置の種類を調査委員会が判断することが適当でないと考えたときは、その理由を付して、勧告することができる。

3 調査委員会が本条第1項第2号の規定により、職員の懲戒処分を含む勧告を行った場合、当該懲戒事案に関する以後の手続きは、第17条から第21条に定める手続を経た上で、別に定める「学校法人和泉短期大学就業規則」に従うものとする。

4 調査委員会が本条第1項第2号の規定により、学生の懲戒処分を含む勧告を行った場合、当該懲戒事案に関する以後の手続きは、第17条から第21条に定める手続を経た上で、別に定める「和泉短期大学学生懲戒規程」に従うものとする。

(調査結果の通知)

第17条 最高管理責任者は、第15条の認定に基づく調査結果と調査に携わった者の所属・氏名を通報者及び被通報者等に通知する。また、通報等の内容が第2条(4)に定める研究費等を用いて行われた研究である場合は、必要に応じて公的研究費配分機関及び当該研究費等の執行に関わる業者等にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、第15条第2項の認定があった場合で通報者が本学に所属していない者である場合には、通報者の所属する機関の長に通知する。

(調査結果に対する異議申立)

第18条 調査結果の通知を受けた通報者、被通報者等はその内容について異議がある場合には、通知を受けた日から14日以内に、理由及びその根拠を添えて最高管理責任者に異議申立を行うことができる。

- 2 調査の結果に対する異議申立は、同一の理由で二度申立てることはできない。
- 3 本条第1項に定める期日までに異議申立がない場合、通報者及び被通報者等は第15条の調査委員会による認定を認めたものとみなす。

(勧告・報告に対する最高管理責任者の措置)

第19条 最高管理責任者は、最高管理責任者宛勧告があった後、定められた期日までに通報者及び被通報者等から異議申立がない場合は、調査委員会の事実認定が確定したものとして扱い、速やかに対応する措置(以下「最高管理責任者の措置」という。)をとらなければならない。

- 2 最高管理責任者は、被通報者等以外の者に対して措置が必要であるとの報告を受けたときは、学内運営協議会で審議の上、必要な措置をとるものとする。

(監査委員会の設置等)

第20条 最高管理責任者は、第18条第1項の異議申立を受けた場合には、直ちに監査委員会を設置しなければならない。

- 2 前項の監査委員会は、最高管理責任者の指名により、学内運営協議会構成員1名以上を含む若干名をもって構成する。ただし、調査委員会の委員及び被通報者等と利害関係にある者は監査委員になることはできない。

(監査の実施とその結果の通知等)

第21条 監査委員会は、可及的速やかに異議申立に係る監査を行い、その結果を最高管理責任者宛に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、監査委員会の報告を、調査委員会に対して通知しなければならない。
- 3 調査委員会は、前項の報告に対し、意見等がある場合は、これを最高管理責任者に報告することができる。
- 4 最高管理責任者は、監査委員会が異議申立を却下した場合は、調査委員会の事実認定が確定したものとして扱い、最高管理責任者の措置をとらなければならない。
- 5 最高管理責任者は、前項の場合を除いて、本条第1項及び第3項の報告に基づき必要な最高管理責任者の措置をとらなければならない。
- 6 最高管理責任者は、前2項に関して、本条第1項及び第3項の報告を踏まえ、決定した最高管理責任者の措置を、異議申立者及び調査委員会並びに監査委員会に対して通知しなければならない。

ならない。

- 7 最高管理責任者は、前項の通知に際し、異議申立者には本条第1項及び第3項の報告を、監査委員会には本条第3項の報告を付さなければならない。

(監査委員会の権限等)

- 第22条** 監査委員会の権限等については、第12条第2項から第10項、第15条及び第24条を準用する。

(最高管理責任者の措置の関係部署への通知、調査委員会及び通報者への報告)

- 第23条** 最高管理責任者は、最高管理責任者の措置を以下のとおり関係部署に通知及び報告しなければならない。

- (1) 被通報者等が教育職員の場合は、教務部長宛に通知する。
- (2) 被通報者等が事務職員の場合は、事務局長宛に通知する。
- (3) 被通報者等が学生の場合は、教務部長及び学生部長宛に通知する。
- (4) 調査委員会及び通報者に報告する。

- 2 前項の最高管理責任者の措置を通知するに当って、被通報者等及び悪意のある通報者に対する処分を含む場合は、第16条を準用する。

- 3 最高管理責任者は不正行為の発生の態様に応じて、本条第1項以外の部署に対しても最高管理責任者の措置を通知することができる。

(学生委員会の権限委譲)

- 第24条** 前条第1項第3号の学生がかかわる不正行為に関する事項については、学生委員会の権限を、調査委員会に委譲する。

(調査結果の公表等)

- 第25条** 最高管理責任者は、第12条から第21条までの調査の結果、不正行為があったと認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為を行った研究者等の氏名又はグループ名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 調査委員会委員の所属、氏名
- (4) 調査委員会が行った調査方法、内容等

- 2 最高管理責任者は、不正行為の内容が第2条(1)から(3)に該当する場合には、被通報者等に対し、研究成果の取り下げ等を勧告するなど、必要な措置を講ずる。

- 3 最高管理責任者は、不正行為の内容が第2条(4)に該当する場合には、被通報者等に対し、学内研究費の受給停止及び学内外研究資金への申請停止など、必要な措置を講ずる。

- 4 最高管理責任者が前項及び前々項に定める措置を講じる際には、公的研究費配分機関等が定める規則その他関連法令等に規定される措置をもってかえることができる。

- 5 最高管理責任者は、通報が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の所属、氏

名を公表する。

(名誉回復等)

第26条 最高管理責任者は、調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、第14条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するとともに、被通報者等の名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第27条 最高管理責任者は、第10条に規定する通報を行ったことあるいは通報をされたことのみを理由として、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第28条 不正行為等に起因する問題に対応するすべての者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学外者への措置)

第29条 最高管理責任者は、次のいずれかの号に該当する者が学外者である場合は、学外者の所属する機関の長と協議のうえ、必要な措置を講ずる等適切な処置を行うものとする。ただし、第3号に該当する学外者に対しては、刑事告訴等の措置を講じることもある。

- (1) 不正行為を行ったと認定された研究者等
- (2) 不正行為への関与が認定された研究者等
- (3) 通報が悪意によるものと認定された通報者

2 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された業者等に対し、取引停止等の措置を講じるものとする。

3 前項で定める措置については、学校法人和泉短期大学固定資産・物品管理規程等の本学諸規程及び関係法令によるものとする。

(事務処理)

第30条 本学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に係る事務処理は、以下の通り行う。

- (1) 第7条から第27条に定める事項に係る事務処理は、庶務ユニットが行う。
- (2) 第29条第1項に定める学外者への措置に係る事務処理は、庶務ユニットが行う。
- (3) 第29条第2項に定める取引停止処分の事務処理は、庶務ユニット又は経理ユニットが行う。

(監査体制)

第31条 本学における研究活動に係る不正行為の防止等に対しては、学校法人和泉短期大学監事監査規程及び監事監査マニュアルに基づき、適宜適正な監査を実施する。

(雑則)

第 32 条 この規程に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(事務所管)

第 33 条 この規程に伴う事務は、庶務ユニットが所管する。

(改廃)

第 34 条 この規程の改廃は、学長が決定し理事会の議を経て行う。

付則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

年 月 日

和泉短期大学学長 殿

所属：

氏名： 印

連絡先：

研究活動に係る不正行為について（通報）

「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」第10条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について明確な合理的理由を添えて通報いたします。

記

1. 不正行為を行ったとする研究者等（グループ）名

所属：

研究者等（又はグループ）名：

2. 不正行為の内容（該当事項について具体的に）

①捏造：

②改ざん：

③盗用：

④研究費の不正使用：

⑤その他の不正行為：

※①～③において、既に論文として公表している場合には、論文名も記載すること。

3. 不正であるとする合理的理由（根拠資料を添付して提出のこと。）

4. 不正行為が発生した日時・場所

5. 秘匿を希望する事項

以上